

府中市会計年度任用職員の任用及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 4 月 22 日

府中市長 高野 律 雄

府中市規則第 35 号

府中市会計年度任用職員の任用及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

府中市会計年度任用職員の任用及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年 1 1 月府中市規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>1～2 省 略</p> <p><u>（令和 8 年度における年次有給休暇の特例）</u></p> <p>3 <u>令和 7 年度に 1 週間の正規の勤務時間が 30 時間以上であった会計年度職員（1 週間の勤務日数が 5 日以上又は 1 年間の勤務日数が 217 日以上である者を除く。）で令和 8 年度に再度任用されているもの（令和 7 年度から継続勤務しているものに限る。）のうち、</u></p>	<p>付 則</p> <p>1～2 省 略</p> <p>【追 加】</p>

令和2年度から令和5年度までの一部又は全部の期間についても任用されていたもの（以下「特例対象者」という。）については、この規則による改正後の別表第1から別表第3までの規定が当該期間に適用されたときに付与される年次有給休暇の日数から現に当該期間に付与された当該日数を差し引いた日数（以下「追加付与日数」という。）が令和8年度に繰り越されたものとみなして、当該特例対象者が取得できる年次有給休暇の日数にこれを加算するものとする。

【追加】

4 前項の規定にかかわらず、追加付与日数が11日以上の特例対象者については、当該日数のうち10日を令和8年度に、残りの追加付与日数を令和9年度に、それぞれ繰り越されたものとみなして、当該特例対象者が取得できる年次有給休暇の日数にこれを加算することができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。